

第5章

計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

5-1 多様な主体による都市づくり体制の構築

(1) 市民主体の都市づくり体制

地域の課題を解決し、性別や年齢、障害の有無等に関わらずすべての人にとって“健幸”な都市づくりを進めるためには、市民との協働が必要です。

そのため、地域まちづくりセンター等のまちづくり活動の拠点の充実や様々な地域コミュニティ活動の支援に取り組み、市民が都市づくりの主体であるとの認識に立ち、市民が自主的に都市づくりに参画できる体制を構築します。

(2) エリアマネジメントによる都市づくり体制

多様な活動や交流が生まれる市街地の形成や、ニューノーマルに対応した都市環境の実現、持続可能な公共交通ネットワークの形成等を実現するためには、様々な主体が担い手となって、地域の取組に参加するエリアマネジメントが重要となります。

本市では、既にその取組を進めている都市再生推進法人である「草津まちづくり株式会社」や、公民学の連携による活動を実践している「アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)」との連携を強化するとともに、エリアマネジメントの更なる展開による都市づくりに向けた体制を構築します。

(3) 産学官金が連携した都市づくり体制

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等、都市が対応すべき課題は多様化・複雑化しています。

このような中、本市では産学官金連携の視点に基づき、包括連携協定を結んでいます。都市づくりにおいても地方創生の実現や市民サービスの向上、地域経済の活性化を図るため、農水産業や商工業、観光業、金融機関等の事業者および大学等が持つ資源を活用しながら、相互に連携できる体制を構築します。



5-2 目標の達成に向けた取組

(1) 安定的な財源の確保

都市づくりを推進する上で多くの費用が必要となることから、効果的な取組を行うための財源の確保が重要です。そのため、事業の新設や拡大等を計画する場合は、既存事業の廃止・見直しにより財源を捻出することを基本とする「スクラップ・アンド・ビルド」の原則を一層徹底します。

また、国や滋賀県とも連携を図りながら、各種制度を最大限に活用するとともに、PPP/PFI手法による民間活力の導入についても積極的に取り組み、安定的な財源の確保に努めます。

(2) 事業効果の最大化

社会実験の実施や市民意向を十分に把握した上での事業実施等により、事業効果が最大限に発現されるよう努めます。

(3) 必要に応じた制度等の柔軟な見直し

社会情勢の変化に伴い、従来の都市計画法・建築基準法による土地利用規制・建築規制の運用だけではなく、必要に応じて現行の制度等の柔軟な見直しを行います。

(4) 積極的な情報共有

本計画に示す都市づくりの目標や分野別方針等は、都市づくりを進める上での共通認識として、市民への説明や、ホームページ・SNS の活用による広報の充実に努め、積極的な情報共有を図ります。

(5) 多様な分野の横断的連携

都市づくりにおいては、都市基盤整備だけでなく、福祉、産業、観光、文化、環境等の多様な分野との連携が必要です。本計画に基づく都市づくりに柔軟に取り組むことができるよう、関係機関との横断的な連携をより一層深めます。

5-3 SDGs の推進による持続可能な都市づくり

平成 27(2015)年に国連サミットにおいて、SDGs(持続可能な開発目標)が採択され、経済、社会、環境の三側面の調和の下で、持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性が高まっており、本計画においても、SDGs の理念を十分理解した上で、持続可能な都市づくりの実現を目指した取組を推進します。

【本計画に関連する主な目標】



5-4 進行管理と見直し

本計画に基づく都市づくりを適切かつ計画的に行うために、継続的な進行管理が必要です。

そのため、本計画に基づく施策の進行状況を点検しながら、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

また、本計画の目標年次は令和 22(2040)年としていますが、進行状況の点検結果や社会情勢の変化、関連計画の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

【計画の進行管理と見直しのイメージ】

